



# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 特定計量器の定期検査（県民生活課） ..... 1
- 土地改良区の役員の就任及び退任の届出（村づくり計画課） ..... 2
- 市営土地改良事業に係る換地処分の届出・2件（村づくり計画課） ..... 3
- 沖縄県観光功労者表彰規程の一部を改正する告示（観光政策課） ..... 4
- 沖縄県立博物館・美術館の観覧料の承認（文化振興課） ..... 4
- 都市計画事業の変更の認可（下水道課） ..... 5

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民生活課） ..... 5
- 都市計画の変更の案を作成することについての公聴会の開催・2件（都市計画・モノレール課） ..... 6

### 公安委員会事項

- 警備員指導教育責任者講習の実施 ..... 6

## 告 示

### 沖縄県告示第324号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成23年6月3日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 上 原 良 幸

#### 1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり

検査地区	検査期日	検査場所
久米島町	平成23年7月7日（木曜日）午後2時から午後5時まで	久米島町役場仲里庁舎
	平成23年7月8日（金曜日）午前9時から午前12時まで	具志川農村環境改善センター
恩納村	平成23年7月12日（火曜日）午前11時から午後3時まで	恩納村総合保健福祉センター
渡嘉敷村	平成23年7月14日（木曜日）午後1時から午後3時まで	渡嘉敷村中央公民館
座間味村	平成23年7月19日（火曜日）午後1時から午後3時まで	座間味コミュニティーセンター
	平成23年7月20日（水曜日）午前9時から午前12時まで	阿嘉島離島振興総合センター
本部町	平成23年7月26日（火曜日）午前11時から午後3時まで	本部町役場会議室

	平成23年 7 月 27 日 (水曜日) 午前11時から午後 3 時まで	豊川公民館
金武町	平成23年 8 月 2 日 (火曜日) 午前11時から午後 3 時まで	金武町中央公民館
伊江村	平成23年 8 月 4 日 (木曜日) 午後 1 時から午後 3 時まで	伊江島はにくすにホール
宜野座村	平成23年 8 月 9 日 (火曜日) 午前11時から午後 3 時まで	宜野座村宜野座区事務所
名護市	平成23年 8 月 11 日 (木曜日) 午前11時から午後 3 時まで	名護市久志支所
	平成23年 8 月 16 日 (火曜日) 午前11時から午後 3 時まで	名護市羽地支所
	平成23年 8 月 18 日 (木曜日) 午前11時から午後 4 時まで	名護市民会館中ホール
	平成23年 8 月 23 日 (火曜日) 午前11時から午後 3 時まで	名護市屋部支所
粟国村	平成23年 8 月 25 日 (木曜日) 午後 1 時から午後 3 時まで	粟国村役場

注意 検査時間のうち、午後零時から午後 1 時までの時間については、検査を行わない。

2 特定計量器の所在の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり

検査地区	検査期日	検査場所
久米島町	平成23年 7 月 7 日 (木曜日) から同年12月22日 (木曜日) まで	特定計量器の取り付けてある土地又は建物その他工作物の所在の場所
恩納村	平成23年 7 月 12 日 (火曜日) から同年12月22日 (木曜日) まで	
渡嘉敷村	平成23年 7 月 14 日 (木曜日) から同年12月22日 (木曜日) まで	
座間味村	平成23年 7 月 19 日 (火曜日) から同年12月22日 (木曜日) まで	
本部町	平成23年 7 月 26 日 (火曜日) から同年12月22日 (木曜日) まで	
金武町	平成23年 8 月 2 日 (火曜日) から同年12月22日 (木曜日) まで	
伊江村	平成23年 8 月 4 日 (木曜日) から同年12月22日 (木曜日) まで	
宜野座村	平成23年 8 月 9 日 (火曜日) から同年12月22日 (木曜日) まで	
名護市	平成23年 8 月 11 日 (木曜日) から同年12月22日 (木曜日) まで	
粟国村	平成23年 8 月 25 日 (木曜日) から同年12月22日 (木曜日) まで	

沖縄県告示第325号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定により、次のとおり伊是名村土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成23年 6 月 3 日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 上 原 良 幸

## 1 就任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	前田政義	伊是名村字仲田114番地
理事	銘苺清充	伊是名村字伊是名3364番地の9
理事	宮城孝典	伊是名村字伊是名3365番地の15
理事	野村安伸	伊是名村字仲田152番地
理事	伊禮斉	伊是名村字仲田101番地
理事	名嘉正幸	伊是名村字諸見4930番地の4
理事	潮平和也	伊是名村字諸見4684番地
理事	末吉輝男	伊是名村字内花2674番地の4
理事	末吉盛信	伊是名村字内花2708番地の1
理事	名嘉哲治	伊是名村字勢理客1545番地
理事	名嘉治市	伊是名村字勢理客2760番地
監事	前田清治	伊是名村字仲田136番地
監事	知念正昇	伊是名村字内花3051番地の109
監事	比嘉正吉	伊是名村字勢理客2621番地の3

任期 平成23年4月1日から平成27年3月31日まで

## 2 退任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	前田政義	伊是名村字仲田114番地
理事	銘苺清充	伊是名村字伊是名3364番地の9
理事	野村安伸	伊是名村字仲田152番地
理事	伊禮斉	伊是名村字仲田101番地
理事	東江恵一郎	伊是名村字仲田411番地
理事	名嘉正幸	伊是名村字諸見4930番地の4
理事	末吉輝男	伊是名村字内花2674番地の4
理事	名嘉哲治	伊是名村字勢理客1545番地
理事	名嘉治市	伊是名村字勢理客2760番地
監事	上里政豊	伊是名村字諸見5019番地
監事	知念正昇	伊是名村字内花3051番地の109
監事	名嘉玉夫	伊是名村字勢理客2613番地

---

 沖縄県告示第326号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、宮古

島市長から宮古島市仲子ク地区（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金）の換地処分をした旨の届出があった。

平成23年 6 月 3 日

沖縄県知事職務代理者  
沖縄県副知事 上 原 良 幸

**沖縄県告示第327号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、宮古島市長から宮古島市ピサタ地区（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金）の換地処分をした旨の届出があった。

平成23年 6 月 3 日

沖縄県知事職務代理者  
沖縄県副知事 上 原 良 幸

**沖縄県告示328号**

沖縄県観光功労者表彰規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成23年 6 月 3 日

沖縄県知事職務代理者  
沖縄県副知事 上 原 良 幸

**沖縄県観光功労者表彰規程の一部を改正する告示**

沖縄県観光功労者表彰規程（昭和52年沖縄県告示第499号）の一部を次のように改正する。

第9条中「観光商工部長」を「文化観光スポーツ部長」に、「観光交流統括監」を「観光政策統括監」に、「観光企画課長」を「観光政策課長」に、「交流推進課長」を「及び交流推進課長」に改める。

第10条中「観光商工部長」を「文化観光スポーツ部長」に、「観光交流統括監」を「観光政策統括監」に改める。

第12条中「観光商工部観光企画課」を「文化観光スポーツ部観光政策課」に改める。

**附 則**

この告示は、平成23年 6 月 3 日から施行する。

**沖縄県告示第329号**

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第11条第5項の規定により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料を承認した。

平成23年 6 月 3 日

沖縄県文化観光スポーツ部長 平 田 大 一

1 施設の名称 沖縄県立博物館・美術館

2 指定管理者

文化の杜共同企業体

代表者 那覇市おもろまち1丁目3番31号 株式会社沖縄文化の杜

那覇市おもろまち1丁目3番31号 株式会社沖縄タイムス社

浦添市勢理客三丁目9番11号 株式会社国際ビル産業

3 観覧料を承認した期間 平成23年7月28日から同年9月11日まで

4 観覧料の額

企画展「印象派の誕生－フランス19世紀絵画のながれ－」

区 分		観覧料の額（1人につき）	
		個人の場合	団体の場合
美術館施設	一般	1,200円	1,000円

大学生及び高校生	800円	600円
中学生及び小学生	600円	500円

## 備考

- 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
- 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
- 4 「団体の場合」とは、20人以上の団体で観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をいう。

## 沖縄県告示第330号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成2年沖縄県告示第210号で認可した宮古都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成23年6月3日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 上 原 良 幸

- 1 施行者の名称 宮古島市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 宮古都市計画下水道事業
  - (2) 名称 宮古島市公共下水道
- 3 事業施行期間 平成2年3月6日から平成28年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 平成2年沖縄県告示第210号、平成11年沖縄県告示第356号、平成12年沖縄県告示第732号、平成14年沖縄県告示第190号、平成15年沖縄県告示第80号及び平成19年沖縄県告示第216号の事業地に宮古島市平良字久貝西ムイ原を加え、宮古島市平良字下里大三俵、南原及び南腰原、字久貝ムイ原及び南原並びに字松原シバリにおいて、事業地を変更する。
- 5 変更の内容 事業地の変更

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成23年7月19日まで縦覧に供する。

平成23年6月3日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 上 原 良 幸

- 1 申請のあった年月日 平成23年5月20日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人地域文化支援ネットワーク
- 3 代表者の氏名 國吉宏昭
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県宜野湾市嘉数一丁目12番14号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、沖縄県民に対して、美しい自然や固有の歴史、豊かな文化を取り戻し、その意味や価値を次世代に継承していく事業を行う。また、地域固有の自然や歴史、文化を調査、活用することで「文化力」を高め、相互交流を推進しながら、地域社会づくりに寄与することを目的とする。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、那覇広域都市計画道路の変更の案を作成することについて、次のとおり公聴会を開催する。

平成23年6月3日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 上 原 良 幸

- 1 日時 平成23年6月17日 午後7時開始
- 2 場所 南風原町立中央公民館2階ホール（南風原町字兼城689番地）
- 3 都市計画の変更の案の概要 南風原町字喜屋武地内において、3・3・18号黄金森公園線として4車線で那覇広域都市計画道路に追加する。
- 4 意見陳述の申出の方法 公聴会において意見を述べようとする者は、公聴会の開催の日の1週間前までに、意見の要旨、住所及び氏名を記載した書面を知事に提出すること。
- 5 書面の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課（意見陳述の申出がない場合は、公聴会を開催しません。）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、那覇広域都市計画公園の変更の案を作成することについて、次のとおり公聴会を開催する。

平成23年6月3日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 上 原 良 幸

- 1 日時 平成23年6月17日 午後7時開始
- 2 場所 南風原町立中央公民館2階ホール（南風原町字兼城689番地）
- 3 都市計画の変更の案の概要 那覇広域都市計画道路の変更に伴い、5・5・南1号黄金森公園を変更する。
- 4 意見陳述の申出の方法 公聴会において意見を述べようとする者は、公聴会の開催の日の1週間前までに、意見の要旨、住所及び氏名を記載した書面を知事に提出すること。
- 5 書面の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課（意見陳述の申出がない場合は、公聴会を開催しません。）

## 公安委員会事項

### 沖縄県公安委員会告示第56号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成23年6月3日

沖縄県公安委員会

- 1 実施する講習
  - (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
  - (2) 講習規則第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）
- 2 講習期間等
  - (1) 新規取得講習

区 分	講習期間	時 間	場 所
法第2条第1項第1号に規定する警備業務	平成23年7月19日（火曜日）から同月26日（火曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）	午前9時から午後5時まで（平成23年7月26日にあっては、午後3時55分まで）	那覇市西3丁目14番1号 那覇地域職業訓練センター 2階視聴覚教室

	【考査】7月26日（火曜日）	午後4時20分から午後6時まで
--	----------------	-----------------

## (2) 追加取得講習

区 分	講習期間	時 間	場 所
法第2条第1項第1号に規定する警備業務	平成23年7月22日（金曜日）から同月26日（火曜日）	午前9時から午後5時まで（平成23年7月26日にあつては、午後3時55分まで）	那覇市西3丁目14番1号 那覇地域職業訓練センター 2階視聴覚教室
	【考査】7月26日（火曜日）	午後4時20分から午後4時55分まで	

## 3 受講定員

- (1) 新規取得講習 30人  
(2) 追加取得講習 30人

## 4 受講対象者

- (1) 新規取得講習 受講対象者については、法第2条第1項第1号の警備業務（以下「当該警備業務」という。）に係る講習の受講を希望する者で、受講申込時において、次のいずれかに該当するものに限る。

ア 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する一級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「一級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する二級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「二級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定等に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する一級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「旧一級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する二級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「旧二級検定」という。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

- (2) 追加取得講習 受講申込時において、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であつて、次のいずれかに該当するものに限る。

ア 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 一級検定に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 二級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

エ 旧一級検定に合格した者

オ 旧二級検定に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

## 5 受講申込みに必要な書類

- (1) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（提出前6月以内に撮影した無帽、無背景、縦4.0センチメートル、横3.6センチメートルの顔写真を貼付したものに限り。） 1通

- (2) 受講対象者に該当することを疎明する書面

ア 新規取得講習

(ア) 4(1)アに該当する者 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

- (イ) 4(1)イに該当する者 当該警備業務の区分に係る一級検定に係る合格証明書の写し
- (ウ) 4(1)ウに該当する者 当該警備業務の区分に係る二級検定に係る合格証明書の写し及び二級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業者等が作成する書面
- (エ) 4(1)エに該当する者 当該警備業務の区分に係る旧一級検定に係る検定合格証の写し
- (オ) 4(1)オに該当する者 当該警備業務の区分に係る旧二級検定に係る検定合格証の写し及び旧二級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業者等が作成する書面

#### イ 追加取得講習

- (ア) 4(2)アに該当する者 警備業務従事証明書、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し
- (イ) 4(2)イに該当する者 当該警備業務の区分に係る一級検定に係る合格証明書の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し
- (ウ) 4(2)ウに該当する者 当該警備業務の区分に係る二級検定に係る合格証明書の写し、二級検定に合格した後、継続して1年以上受講を希望する警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業者等が作成する書面及び指導教育責任者資格者証等の写し
- (エ) 4(2)エに該当する者 当該警備業務の区分に係る旧一級検定に係る検定合格証の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し
- (オ) 4(2)オに該当する者 当該警備業務の区分に係る旧二級検定に係る検定合格証の写し、旧二級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業者等が作成する書面及び指導教育責任者資格者証等の写し

#### 6 受講申込手続等

##### (1) 受付期間

ア 新規取得講習 講習の受付期間及び受付時間は、平成23年6月20日（月曜日）から同月27日（月曜日）まで（同月23日並びに土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、受講定員に達した場合は、申込期間内であっても受付を締め切ることがある。

イ 追加取得講習 講習の受付期間及び受付時間は、平成23年6月22日（水曜日）から同月29日（水曜日）まで（同月23日並びに土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、受講定員に達した場合は、申込期間内であっても受付を締め切ることがある。

##### (2) 提出先

ア 沖縄県内に居住する者 受講申込者の住居地を管轄する警察署の生活安全課（係）又は沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課

イ 沖縄県外に居住する者 沖縄県内の警察署の生活安全課（係）又は沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課

(3) 受講申込みの際には、5に掲げる受講申込みに必要な書類を持参の上、(2)に掲げる提出先に受講希望者本人が提出すること。郵送による申込み及び本人以外の者が行う申込みは受け付けない。

(4) 受講手数料 新規取得講習手数料47,000円又は追加取得講習手数料23,000円は、沖縄県証紙により、受講申込書提出時に納付すること。既納の手数料は、還付しない。

7 講習業務の委託 講習は、社団法人沖縄県警備業協会に委託して実施する。

#### 8 その他

(1) 講習の初日は、午前8時30分から午前8時50分までに受講手続を終えること。

(2) 受講の当日は、筆記用具を持参すること。

(3) 受講についての問い合わせ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課 電話番号(098)862-0110(内線3054、3055)又は沖縄県内の最寄りの警察署の生活安全課（係）

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074	印刷所 有限会社 福琉印刷 〒900-0012 沖縄県那覇市泊2-19-8
---	--